

財務省告示第三百四号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十四年七月二十二日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年八月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第二十

回）

二 発行の根拠 平成十四年度における財政運営
ののための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十四年法律第
二十号）第二条第一項及び財政
融資資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）

三 発行方法

第五条第一項

価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「
非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法

イ 価格競争
入札発行

各申込みのうち応募額の高い
ものからそのうち応募額の低い

十	九				七	六				五																		
	口		イ			口		イ		口		イ		口														
利	札非入		価格競		種	札非入		価格競		口	札非入		価格競															
率	発行争		入行争		類	発行争		入行争		札非	発行争		入行争															
年	銭額		以上		円	二百		七十		二	百		十															
〇	面金額		のそ		、	億		万		十	億		三															
・	百円		れぞ		十	万		千		億	万		千															
五	円		れの		万	円		百		三	千		万															
パ	につき		の応募		及	十		九		千	百		万															
ー	百円		の価格		十	億		万		億	千		万															
セ	につき		の価格		十	億		万		三	千		万															
ン	百円		の価格		二	億		万		千	百		万															
ト	百円		の価格		十	億		万		億	千		万															
	三十一		の価格		種	万		千		万	千		万															
年	銭	額	以上	のそ	円	二百	七十	二	利	第	国	百	額	発	法	一	付	一	融	百	い	に	関	の	平	割	各	当
〇	面	金	のそ	れぞ	、	億	万	十	付	一	債	八	額	行	第	億	円	に	項	資	五	て	基	す	た	り	申	て
・	額	百	れぞ	れの	十	万	千	億	国	の	十	三	二	た	条	、	国	に	の	十	九	、	き	法	の	当	込	る
五	百	円	れぞ	の	万	円	百	万	債	規	万	千	千	二	第	に	債	に	規	億	二	億	発	律	公	て	み	の
パ	円	につき	れの	の	十	万	千	億	に	定	円	億	億	千	一	に	整	に	定	十	億	二	行	第	の	。	の	必
ー	につき	百	の	の	十	万	千	億	つ	基	三	千	万	八	項	に	理	に	債	十	億	十	し	二	の	募	額	を
セ	百	円	の	の	十	万	千	億	い	に	千	万	円	百	の	基	に	特	に	億	二	億	た	条	の	額	を	案
ン	百	円	の	の	十	万	千	億	て	基	億	三	千	八	規	に	別	に	十	億	二	億	利	第	の	を	分	に
ト	百	円	の	の	十	万	千	億	、	づ	三	千	万	四	定	に	会	に	億	十	億	付	一	の	を	案	分	に
	三	十一	の	の	十	万	千	億	額	き	億	三	千	億	に	計	に	特	十	億	十	万	一	の	を	案	分	に
	十	一	の	の	十	万	千	億	面	発	億	三	千	億	に	法	に	別	十	億	十	万	一	の	を	案	分	に
	一	十	の	の	十	万	千	億	金	行	億	三	千	億	に	第	に	会	十	億	十	万	一	の	を	案	分	に
	一	十	の	の	十	万	千	億	額	した	億	三	千	億	に	五	に	計	十	億	十	万	一	の	を	案	分	に
	一	十	の	の	十	万	千	億	で	た	億	三	千	億	に	条	に	計	十	億	十	万	一	の	を	案	分	に

の経過
払込み
子

(一)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加えて、次の算式により算出した金額を、第十号の規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額及び登録金額の総額} \times 0.5}{100} \times \frac{32}{365}$$

(二)

次に掲げる国債について、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、次に掲げる国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受けた金額を控除することができる。

イ 発行時に、登録(一括登録する省令(昭和十五年大蔵省令第四号)第二十五条にいう。以下同じ。)を除外する。以下同じ。がされている源泉徴収される者の記名による登録されるもの。
ロ 発行時に、その利子に係る所得税が源泉徴収される一括登録に係る口座に混蔵寄託されるもの。
ハ 発行時に、登録(一括登録されないもの)の発行時において、所得税

十二 初期利子

十三 第二期以後の利子

十四 償還金額
十五 償還金額
十六 元利支

十七 入札参加

十八 払込期日

法第十條、第十一條若しくは
法第七十六條第一項又は
租税特別措置法第四條、第
四條の二、第四條の三若し
くは第九條の第三項に規
定する利子の非課税に係る
要件を満たすものを除
く。

平成十四年十二月二十日を
期とし、次の算式により算
した金額を支払う。ただし、
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う
（以下、次号及び第十四号
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額又は登録金額} \times 0.5}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月二十日及び十二月
日を支払い期とし、各支払
期に属する利子を、前六月
間に支払う。

平成十九年六月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行の本店、支店、代
理店、及び国債元利金支払
取扱店並びに取扱郵便局

財務大臣から通知を受けた者

平成十四年七月二十二日